

平成 28 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 高橋 興三
(コード番号 6753)

当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社子会社シャープエンジニアリング株式会社（以下、「SEK」という。）は、控訴人より控訴の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴が提起された日

平成 28 年 6 月 19 日（当社子会社に対する訴状送達の日：7 月 19 日）

2 控訴の原因及び提起されるに至った経緯

控訴人は、SEK の従業員が控訴人宅でテレビを壁から外してテレビ台に設置する作業をした際、誤ってテレビを控訴人の左手示指（人差し指）に落下させ傷害を負わせたと主張して、SEK に対し、平成 26 年 11 月 20 日付で千葉地方裁判所松戸支部に損害賠償請求を求める訴訟を提起しておりました。

平成 28 年 6 月 3 日、千葉地方裁判所松戸支部において第一審の判決の言い渡しがあり、判決では、控訴人の請求には理由がないとして、棄却されました。

これに対して、控訴人がこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

3 控訴を提起した者の概要

- | | |
|-----|-------|
| ①氏名 | 個人 |
| ②住所 | 千葉県柏市 |

4 控訴の内容

控訴人は、損害賠償として 3,303 万 4,651 円及びこれに対する遅延損害金を請求しております。

5 当社子会社の対応

控訴の内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以 上